

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

平和事件の控訴審判決

Q: オーナー社長が行った関係会社への多額の無利息貸付に対して、同族会社の行為計算否認規定を行使したことの可否が問われた事件の控訴審判決が下ったそうですが、判決の内容を教えてください。

A: 同族会社の行為計算否認規定の適用を認めた一審判決を支持していますが、正当な理由の存在を認め、過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す判決を下しています。

【解説】

この事件は、代表者から同族会社への3千億円を超える無利息融資に対して、所轄税務署が同族会社の行為計算否認規定を適用し、利息相当分を代表者の雑所得として認定課税したことを不服として審査請求、訴訟に及びましたが、不服審判所も第一審の東京地裁も税務署の課税処分を支持したため、代表者側は東京高裁に控訴したものです。

控訴審判決でも、利息相当分の認定課税を適法とした一審判決が支持されましたが、利息相当分の算出に際しての適正利率は税務署が用いた長期貸出約定平均金利(5.58%)ではなく、総合新規貸出約定金利(4.87%)が妥当であるとしています。

また、認定利息分を所得に計上しなかったのは、実務書籍にある「個人から法人に対する無利息貸付については課税されない」という見解に依ったことを考慮し、過少申告加算税賦課決定処分については取り消す判決を下しています。

